

令和7年9月

兵庫県医療信用組合

預金規定等改定のお知らせ

当組合では、昨今の国内での外国人就労者が増加している現状を鑑み、また金融機関においてマネロン等の対策は厳格に行うことが求められていることから、「在留期間超過後の外国人顧客との取引制限」について、当組合預金規定に明記するため、各種預金規定等を改定いたします。

※改定後の新規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されます。

1. 改定の対象となる預金規定等

- ・普通預金規定
- ・総合口座取引規定
- ・当座勘定規定
- ・貯蓄預金規定

2. 主な改定内容（※ 規定改定の詳細は、新旧対照表をご覧ください。）

- ・「在留期間超過後の外国人顧客との取引制限」について明確化

3. 適用開始時期

令和7年11月1日

新旧対照表

例: 普通預金規定

普通預金規定以外の規定においても、同様の改定を行います。

旧	新
12. (取引の制限等) (1) 当組合は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。 (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。 (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。 <u>(新設)</u> (以下 略)	12. (取引の制限等) (1) 同左 (2) <u>前記(1)の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u> (3) <u>前記(2)に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。</u> (4) <u>日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当組合の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当組合所定の方法により届出るものとします。当該預金者が当組合に届出た在留期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の一部を制限することができるものとします。</u>